

小浜市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスAの事業の人員、設備および運営等に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち訪問型サービスAの事業の人員、設備および運営等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問型サービスA 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護相当の緩和した基準のものとしてこの要綱により定められるサービスをいう。
- (2) 指定訪問型サービスA事業者 訪問型サービスAを行う者として、法第115条の45の5第1項に規定する指定を受けた者をいう。
- (3) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (4) 第1号事業費用基準額 法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより市が算定した費用の額（当該額が訪問型サービスAの事業に要した費用の額を超えるときは、訪問型サービスAの事業に要した費用の額とする。）をいう。
- (5) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該事業の事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係るサービスをいう。
- (6) 地域包括支援センター等 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）

を行う地域包括支援センターおよび法第115条の2第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。

(事業の一般原則)

第3条 指定訪問型サービスA事業者は、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(基本方針)

第4条 訪問型サービスAの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進し、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持または向上を目指すものでなければならない。

(従事者の員数)

第5条 指定訪問型サービスA事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問型サービスA事業所」という。）ごとに置くべき従事者（訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士、旧法第8条の2第2項に規定する政令で定める者または市長が指定する研修受講者をいう。以下同じ。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに、従事者のうち、利用者の数に応じ必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受けられる場合は、推定数による。

4 第2項の訪問事業責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者または市長が指定する研修受講者であって、訪問型サービスAに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービスAの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（小浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年小浜市条例第30号。以下「指

定地域密着型サービス基準条例」という。)第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。)または指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。

- 5 指定訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者、指定介護予防訪問介護事業者または指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスAの事業と指定訪問介護の事業、指定介護予防訪問介護の事業または指定介護予防訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項まで、旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までまたは介護予防訪問介護相当サービスおよび介護予防通所介護相当サービス基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問型サービスA事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備および備品等)

第7条 指定訪問型サービスA事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問型サービスAの提供に必要な設備および備品等を備えなければならない。

- 2 指定訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者、指定介護予防訪問介護事業者または指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスAの事業と指定訪問介護の事業、指定介護予防訪問介護の事業または指定介護予防訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項、旧指定介護予防サービス等基準第7条第1項または介護

予防訪問介護相当サービスおよび介護予防通所介護相当サービス基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容および手続の説明および同意)

第8条 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、第26条に規定する重要事項に関する規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、利用申込者またはその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者またはその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問型サービスA事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちアまたはイに掲げるもの

ア 指定訪問型サービスA事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定訪問型サービスA事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者またはその家族の閲覧に供し、当該利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾または受けない旨の申出をする場合にあつては、指定訪問型サービスA事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイル

に前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者またはその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問型サービスA事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定訪問型サービスA事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者またはその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定訪問型サービスA事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定訪問型サービスA事業者は、当該利用申込者またはその家族から文書または電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者またはその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者またはその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 指定訪問型サービスA事業者は、正当な理由なく訪問型サービスAの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 指定訪問型サービスA事業者は、当該指定訪問型サービスA事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な訪問型サービスAを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター等への連絡、適当な他の指定訪問型サービスA事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定および要支援認定の有効期間または介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号。次条において「基準」という。）の該当の有無を確かめるものとする。

2 指定訪問型サービスA事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、訪問型サービスAを提供するように努めなければならない。

（要支援認定等の申請に係る援助）

第12条 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供の開始に際し、要支援認定または基準の該当の有無の判断を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請または基準の該当の有無の判断（以下この条において「要支援認定の申請等」という。）が既に行われているかどうかを確認し、要支援認定の申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに要支援認定の申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、介護予防支援または介護予防ケアマネジメント（これらに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第13条 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と連携すること等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（地域包括支援センター等との連携）

第14条 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAを提供するに当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第15条 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供の開始に際し、当該利用申込者またはその家族に対し、介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメント計画（介護予防ケアマネジメントによる支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画をいう。以下「介護予防サービス計画等」という。）の作成を地域包括支援センター等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センター等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第16条 指定訪問型サービスA事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問型サービスAを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第17条 指定訪問型サービスA事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第18条 指定訪問型サービスA事業者は、従事者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAを提供した際には、当該訪問型サービスAの提供日および内容、当該訪問型サービスAについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面またはこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 指定訪問型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当する訪問型サービスAを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問型サービスAに係る第1号事業費用基準額から当該指定訪問型サービスA事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスAを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、訪問型サービスAに係る第1号事業支給費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問型サービスA事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問型サービスAを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問型サービスA事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第21条 指定訪問型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスAに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問型サービスAの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス



提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第22条 指定訪問型サービスA事業者は、従事者に、その同居の家族である利用者に対する訪問型サービスAの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第23条 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに訪問型サービスAの利用に関する指示に従わないことにより、支援の状態の程度を増進させたと認められるときまたは要介護状態等になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、または受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第24条 従事者は、現に訪問型サービスAの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者および訪問事業責任者の責務)

第25条 指定訪問型サービスA事業所の管理者は、当該指定訪問型サービスA事業所の従事者および業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業所の管理者は、当該指定訪問型サービスA事業所の従事者に第8条以降の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 訪問事業提供責任者（第5条第2項に規定する訪問事業責任者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 訪問型サービスAの利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(3) 地域包括支援センター等との連携に関すること。

(4) 従事者（訪問事業責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標および援助内容を指示するとともに、利用者の状況につい

ての情報を伝達すること。

- (5) 従事者の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 従事者の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 従事者に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第26条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的および運営の方針
- (2) 従事者の職種、員数および職務の内容
- (3) 営業日および営業時間
- (4) 訪問型サービスAの内容および利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第27条 指定訪問型サービスA事業者は、利用者に対し適切な訪問型サービスAを提供できるよう、指定訪問型サービスA事業所ごとに、従事者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに、当該指定訪問型サービスA事業所の従事者によって訪問型サービスAを提供しなければならない。
- 3 指定訪問型サービスA事業者は、従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第28条 指定訪問型サービスA事業者は、従事者の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第29条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所の見やすい場所に、第26条に規定する重要事項に関する規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、重要事項を記載した書面を指定訪問型サービスA事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定訪問型サービスA事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第30条 指定訪問型サービスA事業所の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、当該指定訪問型サービスA事業所の従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定訪問型サービスA事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第31条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものであってはならない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第32条 指定訪問型サービスA事業者は、地域包括支援センター等またはその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第33条 指定訪問型サービスA事業者は、提供した訪問型サービスAに係る

利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問型サービスA事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定訪問型サービスA事業者は、提供した訪問型サービスAに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市の職員からの質問もしくは照会に応じ、および利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定訪問型サービスA事業者は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定訪問型サービスA事業者は、提供した訪問型サービスAに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定訪問型サービスA事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第34条 指定訪問型サービスA事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した訪問型サービスAに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第35条 指定訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じな

ればならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第36条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問型サービスAの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第37条 指定訪問型サービスA事業者は、従事者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 第39条第2号に規定する訪問型サービスA計画

(2) 第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第23条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第33条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第35条第2項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録

(訪問型サービスAの基本取扱方針)

第38条 訪問型サービスAは、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、自らその提供する訪問型サービスAの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができ

るよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定訪問型サービスA事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(訪問型サービスAの具体的取扱方針)

第39条 従事者の行う訪問型サービスAの方針は、第4条に規定する基本方針および前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 訪問型サービスAの提供に当たっては、主治の医師または歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 訪問事業責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスA計画を作成するものとする。

(3) 訪問型サービスA計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

(4) 訪問事業責任者は、訪問型サービスA計画の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

(5) 訪問事業責任者は、訪問型サービスA計画を作成した際には、当該訪問型サービスA計画を利用者に交付しなければならない。

(6) 訪問型サービスAの提供に当たっては、訪問型サービスA計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

(7) 訪問型サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(8) 訪問型サービスAの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(訪問型サービスAの提供に当たっての留意点)

第40条 訪問型サービスAの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定訪問型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援または介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメント（小浜市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年小浜市条例第12号）第31条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、訪問型サービスAの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 指定訪問型サービスA事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

(事業の廃止または休止の届出および便宜の提供)

第41条 指定訪問型サービスA事業者は、当該訪問型サービスAの事業を廃止し、または休止しようとするときは、その廃止または休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

(1) 廃止し、または休止しようとする年月日

(2) 廃止し、または休止しようとする理由

(3) 現に訪問型サービスAを受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

2 指定訪問型サービスA事業者は、前項の規定による事業の廃止または休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該訪問型サービスAを受けていた者であつて、当該事業の廃止または休止の日以後においても引き続き当該訪問型サービスAに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な訪問型サービスA等が継続的に提供されるよう、介護予防マネジメン

トを行う地域包括支援センター、他の訪問型サービスA事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(委任)

第42条 この要綱に定めるもののほか、訪問型サービスAの基準に係る必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第29条第3項の規定は、令和7年4月1日から施行する。